

中小企業販路開拓総合支援事業「販売力向上ステージ」実施要領

公益財団法人みやぎ産業振興機構（以下「機構」という。）は、中小企業販路開拓総合支援事業実施要綱第4条に基づき行う販売力向上ステージにおける「販売力向上支援」、「市場投入フォローアップ支援」及び「集合研修」（以下「本事業」という。）に関する必要な事項について、本要領で規定するものとする。

（本事業の目的）

第1条 中小企業者が抱える販売力に関する種々の課題（営業手法、製品改良等）に対し、外部専門家を活用した以下の支援を実施することで、中小企業者の販路開拓及び販路拡大に必要な販売力を向上させることを目的とする。

- ①販売力向上支援
- ②市場投入フォローアップ支援
- ③集合研修

（定義）

第2条 この要領において「中小企業者」とは、県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者をいう。

（支援対象）

第3条 県内で製品を生産・製造（構成される部品・原材料が県外の生産・製造物であっても、対象事業者が最終的に完成、又は設計・企画して販売する場合も含む。）している中小企業者で、以下の各要件に該当するもの。

- ①販売力向上支援については、販売力向上を目的とする助言を希望し、かつ、過去2カ年度内に「中小企業販路開拓総合支援事業」の支援を受けたことがあること。ただし、次年度の「引合せ支援」の支援候補先として有力と認められるものについてはこの限りではない。
- ②市場投入フォローアップ支援については、過去2カ年度内に「中小企業販路開拓総合支援事業」の「市場投入支援」を受けたことがあること。
- ③集合研修については、販売力向上を目的とする研修に意欲的に参加できると見込まれること。

（支援の内容）

第4条 外部専門家を活用し、以下の支援を実施する。

- ①販売力向上支援では、外部専門家を派遣し（情報通信技術「ICT」を活用した助言活動も含む）、以下の助言を実施する。
 - (1) コミュニケーションやビジネスマナーなどの人材育成に関する助言
 - (2) 商談における留意点やプレゼンテーション方法などの営業手法に関する助言
 - (3) 展示会での効果的な展示手法などの展示会展出に関する助言（現地支援を含む）

(4) 製品改良や原価低減など製品の競争優位性向上に関する助言

(5) その他販売力向上に関する助言

②市場投入フォローアップ支援では、外部専門家を派遣し（情報通信技術「ICT」を活用した助言活動も含む）、以下の助言を実施する。

(1) マーケティング調査結果に基づいた販売戦略の策定に関する助言

(2) マーケティング調査結果で示された販路開拓に必要なデータ整備に関する助言

(3) その他マーケティング調査結果を有効に活用するための助言

③集合研修では、多くの中小企業者が抱える販売力向上に関する課題をテーマに、外部専門家を講師に迎えて実践的な助言・指導を実施する。

（要請書の提出）

第5条 販売力向上支援による専門家の助言を要請しようとする中小企業者は、「販売力向上助言要請書」（様式1）及び直近2期分の決算書（個人の場合は青色申告書の写し）を、市場投入フォローアップ支援による専門家の助言を要請しようとする中小企業者は「市場投入フォローアップ助言要請書（様式2）」及び直近2期分の決算書（個人の場合は青色申告書の写し）を提出するものとする。

2 機構は、支援要請の内容に合致する専門家を原則として登録専門家の中から紹介するものとする。

（専門家の助言決定）

第6条 前条第1項の規定による要請を受けたときは、当該要請をした中小企業者（以下「申請者」という。）に対して現地調査及びヒアリングを実施することで当該申請者の概況及び課題、支援を受けようとする内容等を聴取し、機構理事長の審査を経て、専門家の助言を決定するものとする。

2 前項の規定に基づき、販売力向上支援による助言を決定したときは、当該助言の申請者に対して「販売力向上助言決定通知書」（様式3）により通知するとともに、助言を決定した専門家に「販売力向上助言における支援依頼書」（様式4）により通知するものとし、市場投入フォローアップ支援による助言を決定したときは、当該助言の申請者に対して「市場投入フォローアップ助言決定通知書」（様式5）により通知するとともに、助言を決定した専門家に「市場投入フォローアップ助言における支援依頼書」（様式6）により通知する。なお、助言をしないことを決定したときは、その理由を付して当該申請者に通知するものとする。

（助言に適さない中小企業者及び専門家）

第7条 申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、前条第1項の規定による決定をすることができない。

①診断及び助言の成果について公表することに同意できない場合。ただし、公表することによって経営上の損失が生じることが予想される場合を除く。

②助言の要請が単に専門家による資料等の作成代行（ホームページ作成を含む。）と認められる場合

③その他機構が支援の対象として相応しくない認めた場合

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、助言を行う専門家とすることができない。
- ① 支援対象企業の役員又は社員の身分を有する者
 - ② 助言の要請をした支援対象企業における役員等の4親等以内の親族である者
 - ③ 助言の要請をした支援対象企業の発行済み株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価格の総額の50%以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する者
 - ④ 支援対象企業が、発行済み株式の総数若しくは出資価額の総額の50%以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する者
 - ⑤ 支援対象企業との間で、継続して診断・助言を受ける契約（顧問契約等）を締結している者

（支援計画表）

第8条 機構は、第6条第1項の規定により助言の決定を受けた中小企業者（以下「支援企業」という。）と調整のうえ、販売力向上支援においては「販売力向上助言支援計画表」（様式7）を、市場投入フォローアップ支援においては「市場投入フォローアップ助言支援計画表」（様式8）を作成し計画的な助言を行うものとする。

（回数及び時間）

第9条 一つの支援企業に対して助言を実施することができる回数は、通算で5回を超えることができない。また、展示会等の現地での支援については1回限りとする。ただし、ステージアッププロジェクト認定企業については、展示会等の現地での支援を2回まで可能とする。

- 2 機構がその必要性を認めるときは、一つの支援企業は複数の専門家の診断・助言を受けることができる。
- 3 専門家の助言における1回当たりの時間は、原則として3時間程度とする。この場合において、専門家の相談対応場所までの往復の移動時間は含まないものとする。

（助言の中止）

第10条 支援企業が当該助言の中止を申請しようとするときは、あらかじめ販売力向上支援においては「販売力向上助言中止申請書」（様式9）を、市場投入フォローアップ支援においては「市場投入フォローアップ助言申請書（様式10）」を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認をするに当たっては、支援企業及び専門家の意見を聴取し、機構理事長の審査を経るものとし、承認を決定したときは、支援企業及び専門家に対して販売力向上支援においては「販売力向上助言中止決定通知書」（様式11・12）を、市場投入フォローアップ支援においては「市場投入フォローアップ助言中止決定通知書（様式13・14）」を送付するものとする。
- 3 第1項の場合のほか、機構は、支援企業において天災その他やむを得ない特別の事情があり助言の継続が困難と認めるとき、当該助言を中止することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

- 4 機構は、専門家及び支援企業からの提出書類に虚偽の記載があると認めるときは、当該助言を中止し、虚偽が認められる助言に係る専門家への謝金等の支払いを行わないものとする。

(専門家の変更)

- 第 11 条 支援企業は、専門家の診断及び助言の内容が希望した診断及び助言の内容と合わないと判断したときは、機構と協議の上、専門家の変更をすることができる。ただし、専門家の変更は 1 回限りとする。

(報告書の提出)

- 第 12 条 専門家は、助言日から起算して 10 日以内に販売力向上支援においては「販売力向上助言実施状況報告書」(様式 15-1) を、市場投入フォローアップ支援においては「市場投入フォローアップ助言実施状況報告書」(様式 16-1) を作成し、機構に提出しなければならない。

また、助言の最終回を行った日の翌日から起算して 10 日以内に販売力向上支援においては「販売力向上助言実施状況報告書(最終回)」(様式 15-2) を、市場投入フォローアップ支援においては「市場投入フォローアップ助言実施状況報告書(最終回)」(様式 16-2) を作成し、機構に提出しなければならない。

- 2 支援企業は、助言日から起算して 10 日以内に販売力向上支援においては「販売力向上助言を受けた内容及び今後の対応等に関する報告書」(様式 17-1) を、市場投入フォローアップ支援においては「市場投入フォローアップ助言を受けた内容及び今後の対応に関する報告書」(様式 18-1) を作成し、機構に提出しなければならない。

また、助言の最終回を行った日の翌日から起算して 10 日以内に販売力向上支援においては「販売力向上助言を受けた内容及び今後の対応等に関する報告書(最終回)」(様式 17-2) を、市場投入フォローアップ支援においては「市場投入フォローアップ助言を受けた内容及び今後の対応等に関する報告書(最終回)」(様式 18-2) を作成し、機構に提出しなければならない。

(専門家の義務)

- 第 13 条 専門家は、職務上知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。専門家としての登録期間が経過した後も同様とする。

- 2 専門家は、この要領の規定に基づき診断及び助言を行った支援企業に対して、派遣の終了後、当該診断及び助言と同一の内容の診断及び助言を行った場合においては対価を求めてはならない。

- 3 専門家は、機構の求めに応じ、診断及び助言の進捗等について報告するものとする。

- 4 専門家は、本事業の実施に当たって、他の者への再委託等を行ってはならない。

(専門家への謝金等)

- 第 14 条 機構は、専門家及び支援企業から第 12 条の規定による報告書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めるときは専門家に対して謝金及び旅費

を支払うものとする。

- 2 謝金の額は、第6条第1項の規定により決定された回数（第10条の規定に基づき助言が中止された場合にあっては、実施済みの支援回数）について、その助言1回につき33,000円とする。
- 3 旅費の額は、機構職員の旅費規定に準じて支給する。ただし、1回あたり40,000円を限度額とする。また、旅費で不利益が生じた場合、在勤地を専門家の自宅又は勤務地として支給することができるものとする。

（支援企業の負担）

- 第15条 支援企業は、派遣専門家に係る謝金の額の3分の1に相当する額（1円未満の端数は切り上げる。）を負担しなければならない。ただし、支援企業が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者である場合については、第9条第1項に規定する派遣回数のうち3回目までの負担を軽減することとする。
- 2 支援企業は、前項の規定に基づく負担金について、機構からの請求に基づき、機構が指定する期日及び金融機関に、その全額を一括して前納しなければならない。ただし、一括して前納できないことについてやむを得ない理由があると機構が認めるときは、分割して納入することができる。

（負担金の返納）

- 第16条 機構は、第10条の規定に基づき第6条第1項の規定により決定された派遣回数が当該派遣回数より減じられた場合には、既に納入されている負担金について、当該減少した回数に係る派遣専門家への謝金の額に相当する額を支援企業に返戻するものとする。

（集合研修）

- 第17条 集合研修は、少人数実践型とし、中小企業者が抱える販売力向上に関する課題解決に役立つ内容とする。
- 2 集合研修の講師は、販売力向上に関する知見を有する外部専門家等から選定し、依頼するものとする。
 - 3 講師に支払う謝金の額は、宮城県公務研修所の講師手当支給基準表に準拠する。また、旅費の額は、機構職員の旅費規定に準じて支給する。

（免責）

- 第18条 機構は、本事業の実施に関して専門家又は支援企業に天災や事故による損害が生じた場合においても、その責は負わないものとする。

（その他）

- 第19条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定めることができるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(廃止)

中小企業販路開拓総合支援事業「営業力向上支援」実施要領（令和 3 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

(様式1)

年 月 日

販売力向上助言要請書

公益財団法人みやぎ産業振興機構 理事長 殿

中小企業販路開拓総合支援事業「販売力向上支援」による専門家の助言を以下のとおり要請いたします。

会社概要

事業所名					
代表者名		担当者名 (所属)			
所在地	〒 (TEL/ FAX/				
URL		E-mail (会社・担当者)			
創業・設立	年 月	資本金 千円	従業員数	人	
主たる事業 の業種分類	1. 製造業 2. 卸売業 3. 建設業 4. 小売業 5. サービス業 6. その他 ()				
事業内容 (簡潔に分かりやすく記入してください)					
自社製品で、県内で製品を生産、製造している製品名					
決算状況 (直近3期分について記入してください)	決算期	売上高 (千円)	営業利益 (千円)	税引後利益 (千円)	
	年 月 期				
	年 月 期				
	年 月 期				

助言の内容について

支援を受けた い メニュー (希望する支援 メニューに <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 人材育成に関する支援 <input type="checkbox"/> 展示会出展に関する支援 <input type="checkbox"/> 営業手法に関する支援 <input type="checkbox"/> その他販売力向上に関する支援 ※具体的に記載 ()
現状の課題 ・問題点	
専門家に支援 してもらいた い点	
展示会出展予 定	※販売力向上支援を活用し、展示会等の現地での支援を受けたい場合は、出展予定展示 会等を記載。
期待する効果	
助言希望時 期・回数等	(時期) 年 月 日頃から 年 月頃までを希望 (回数) 回希望 (回数の理由を下欄にご記入下さい。) 理由()

専 門 家 について

助言を希望する登録専門家がいる場合はその氏名を記入してください。

(氏名) ① (指名した理由:)

(氏名) ② (指名した理由:)

助言を希望する登録外の専門家がいる場合はその氏名、連絡先を記入してください。
--

(氏名) (指名した理由:)

(連絡先) 住所 (電話番号 ())

※機構の登録専門家は <http://www.joho-miyagi.or.jp/senmonka/list/> でご覧頂けます。

そ の 他

最近利用した、みやぎ産業振興機構の支援制度等について

上述以外の、最近利用した公的支援制度等について

(利用経験がある場合はどこが実施する何制度かを簡潔にお書きください)

助言を実施する場所

助言を実施する場所を下記のいずれかに○をつけてください。

当社 機構事務所 その他（ ）

※実施場所の略図（機構事務所の場合は記入不要）

※本要請書のご記入にあたって（以下の点にご注意下さい。）

- ① すべての項目についてご記入下さい。記入漏れ等がある場合は、受付致しかねます。
- ② ご記入後、当機構まで持参または郵送、FAXにて提出して下さい。
(電子メールによる要請は受付しておりません。)
- ③ 会社案内がある場合は添付して下さい。
- ④ 本要請書の具体的内容について、別途ヒアリングさせていただきます。
- ⑤ 診断及び助言の成果について公表させていただく場合があります。

(様式 2)

年 月 日

市場投入フォローアップ助言要請書

公益財団法人みやぎ産業振興機構 理事長 殿

中小企業販路開拓総合支援事業「市場投入フォローアップ支援」による専門家の助言を以下のとおり要請いたします。

会社概要

事業所名					
代表者名			担当者名 (所属)		
所在地	〒 (TEL/ FAX/				
URL			E-mail (会社・担当者)		
創業・設立	年 月	資本金 千円	従業員数	人	
主たる事業 の業種分類	1. 製造業 2. 卸売業 3. 建設業 4. 小売業 5. サービス業 6. その他 ()				
事業内容 (簡潔に分かりやすく記入してください)					
自社製品で、県内で製品を生産、製造している製品名					
決算状況 (直近3期分について記入してください)	決算期	売上高 (千円)	営業利益 (千円)	税引後利益 (千円)	
	年 月 期				
	年 月 期				
	年 月 期				

助言の内容について

支援を受けた い メニュー (希望する支援 メニューに <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 販売戦略の策定に関する支援 <input type="checkbox"/> 製品の競争優位性向上に関する支援 <input type="checkbox"/> その他の支援 ※具体的に記載 ()
現状の課題 ・問題点	
専門家に支援 してもらいた い点	
展示会出展予 定	※市場投入フォローアップ支援を活用し、展示会等の現地での支援を受けたい場合は、 出展予定展示会等を記載。
期待する効果	
助言希望時 期・回数等	(時期) 年 月 日頃から 年 月頃までを希望 (回数) 回希望 (回数の理由を下欄にご記入下さい。) 理由()

専 門 家 について

助言を希望する登録専門家がいる場合はその氏名を記入してください。

(氏名) ① (指名した理由:)

(氏名) ② (指名した理由:)

助言を希望する登録外の専門家がいる場合はその氏名、連絡先を記入してください。
--

(氏名) (指名した理由:)

(連絡先) 住所 電話番号 ()

※機構の登録専門家は <http://www.joho-miyagi.or.jp/senmonka/list/> でご覧頂けます。

そ の 他

最近利用した、みやぎ 産業振興機構の支援 制度等について

上述以外の、最近利用 した公的支援制度等 について

(利用経験がある場合はどこが実施する何制度かを簡潔にお書きください)

(様式 3)

年 月 日

企業名

代表者名 殿

公益財団法人みやぎ産業振興機構
理事長

販売力向上助言決定通知書

年 月 日付けで助言要請のあった中小企業販路開拓総合支援事業「販売力向上支援」について、下記のとおり実施しますのでご通知申し上げます。

ただし、支援などを実施することが困難と判断される事由が生じた場合は、下記の予定回数に達しなくても終了するものとします。

また、支援回数や支援日、支援時間に変更が生じた場合、事前に当機構まで必ずご連絡下さい。

記

予定期間	から まで (予定)
予定回数	回
実施場所	
支援内容	
専門家氏名 ①	氏 (回数 回)
専門家氏名 ②	氏 (回数 回)
機構担当職員	
備考	各回の支援が終了後、10日以内に同封の様式 17-1 による報告書を提出して下さい。また、助言の最終回を行った翌日から10日以内に同封の様式 17-2 を提出して下さい。

(様式 4)

年 月 日

専門家氏名 殿

公益財団法人みやぎ産業振興機構
理事長

販売力向上助言における支援依頼書

下記のとおり当機構より助言についてご依頼申し上げます。

ただし、支援などを実施することが困難と判断される事由が生じた場合は、下記の予定回数に達しなくても終了するものとします。

また、支援回数や支援日、支援時間に変更が生じた場合、事前に当機構まで必ずご連絡下さい。

記

実施場所	
予定期間	から まで (予定)
予定回数	回 (支援総回数 回の内)
支援内容	
機構担当職員	
条件等	謝金 33,000 円 (1 回あたり)
備考	<p>① 原則として各回の支援が終了後、10 日以内に同封の様式 15-1 による報告書を提出してください。また、助言の最終回を行った翌日から 10 日以内に同封の様式 15-2 による報告書を提出して下さい。</p> <p>② 謝金・旅費は、前述の報告書と支援対象企業からの報告書の両方を受けてお支払いいたします。</p> <p>③ 支援状況によっては、途中経過報告を別途ご提出いただくことがあります。</p>

(様式 5)

年 月 日

企業名

代表者名 殿

公益財団法人みやぎ産業振興機構
理事長

市場投入フォローアップ助言決定通知書

年 月 日付けで助言要請のあった中小企業販路開拓総合支援事業「市場投入フォローアップ支援」について、下記のとおり実施しますのでご通知申し上げます。

ただし、支援などを実施することが困難と判断される事由が生じた場合は、下記の予定回数に達しなくても終了するものとします。

また、支援回数や支援日、支援時間に変更が生じた場合、事前に当機構まで必ずご連絡下さい。

記

予定期間	から まで (予定)
予定回数	回
実施場所	
支援内容	
専門家氏名 ①	氏 (回数 回)
専門家氏名 ②	氏 (回数 回)
機構担当職員	
備考	各回の支援が終了後、10日以内に同封の様式 18-1 による報告書を提出して下さい。また、助言の最終回を行った翌日から10日以内に同封の様式 18-2 を提出して下さい。

(様式 6)

年 月 日

専門家氏名

殿

公益財団法人みやぎ産業振興機構
理事長

市場投入フォローアップ助言における支援依頼書

下記のとおり当機構より助言についてご依頼申し上げます。

ただし、支援などを実施することが困難と判断される事由が生じた場合は、下記の予定回数に達しなくても終了するものとします。

また、支援回数や支援日、支援時間に変更が生じた場合、事前に当機構まで必ずご連絡下さい。

記

実施場所	
予定期間	から まで (予定)
予定回数	回 (支援総回数 回の内)
支援内容	
機構担当職員	
条件等	謝金 33,000 円 (1 回あたり)
備考	<p>① 原則として各回の支援が終了後、10 日以内に同封の様式 16-1 による報告書を提出してください。また、助言の最終回を行った翌日から 10 日以内に同封の様式 16-2 による報告書を提出して下さい。</p> <p>② 謝金・旅費は、前述の報告書と支援対象企業からの報告書の両方を受けてお支払いいたします。</p> <p>③ 支援状況によっては、途中経過報告を別途ご提出いただくことがあります。</p>

(様式7)

支援企業名： _____

販売力向上助言 支援計画表

回数	実施時期	専門家	支援内容	期待する成果		達成予測時期	備考
				項目	目標値		

(様式8)

支援企業名： _____

市場投入フォローアップ助言 支援計画表

回数	実施時期	専門家	支援内容	期待する成果		達成予測時期	備考
				項目	目標値		

(様式 9)

販売力向上助言中止申請書

年 月 日

公益財団法人みやぎ産業振興機構 理事長 殿

中小企業販路開拓総合支援事業「販売力向上支援」による専門家の助言中止を以下のとおり申請します。

(申請者) 住 所
企業名
代表者

中止する事業	認定年月日	年 月 日	
	専門家名		
	支援内容		
中止する理由			
中止申請日までの 実施済み相談回数	回	実施済みの相談年月日	
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日

(様式 10)

市場投入フォローアップ助言中止申請書

年 月 日

公益財団法人みやぎ産業振興機構 理事長 殿

中小企業販路開拓総合支援事業「市場投入フォローアップ支援」による専門家の助言中止を以下のとおり申請します。

(申請者) 住 所
企業名
代表者

中止する事業	認定年月日	年 月 日	
	専門家名		
	支援内容		
中止する理由			
中止申請日までの 実施済み相談回数	回	実施済みの相談年月日	
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日

(様式 11)

年 月 日

企業名

代表者名 殿

公益財団法人みやぎ産業振興機構
理事長

販売力向上助言中止決定通知書

年 月 日付けで中止申請のありました中小企業販路開拓総合支援事業「販売力向上支援」については、事業実施要領第 10 条に基づき、その助言を中止することを承認します。

(様式 12)

年 月 日

専門家氏名 殿

公益財団法人みやぎ産業振興機構
理事長

販売力向上助言中止決定通知書

年 月 日付けで貴殿に依頼しておりました中小企業販路開拓総合支援事業「販売力向上支援」における支援について、年 月 日付けで支援企業からその中止申請がありましたので、実施要領第 10 条に基づきその申請を以下のとおり承認し、中止することを通知します。

(支援企業)

名 称 :

(中止理由・条件等)

中止理由 :

条 件 等 : (中止する回数・時期等)

(様式 13)

年 月 日

企業名

代表者名 殿

公益財団法人みやぎ産業振興機構
理事長

市場投入フォローアップ助言中止決定通知書

年 月 日付けで中止申請のありました中小企業販路開拓総合支援事業「市場投入フォローアップ支援」については、事業実施要領第 10 条に基づき、その助言を中止することを承認します。

(様式 14)

年 月 日

専門家氏名 殿

公益財団法人みやぎ産業振興機構
理事長

市場投入フォローアップ助言中止決定通知書

年 月 日付けで貴殿に依頼しておりました中小企業販路開拓総合支援事業「市場投入フォローアップ支援」における支援について、年 月 日付けで支援企業からその中止申請がありましたので、実施要領第 10 条に基づきその申請を以下のとおり承認し、中止することを通知します。

(支援企業)

名 称 :

(中止理由・条件等)

中止理由 :

条 件 等 : (中止する回数・時期等)

(様式 15-1)

販売力向上助言実施状況報告書

提出日： 年 月 日

公益財団法人みやぎ産業振興機構 理事長 殿

専門家の氏名

支援回数(※機構で記入)	実 施 年 月 日	助言に要した時間
回目	年 月 日	時 ～ 時

支援企業名		対応者	
(助言の内容)			
(今後の支援予定)			
・ 次回実施予定日 平成 年 月 日			
・ 次回助言予定内容			

※この報告書は、助言 1 回ごとに実施後 10 日以内に提出して下さい。

(様式 15-2)

販売力向上助言実施状況報告書（最終回）

提出日： 年 月 日

公益財団法人みやぎ産業振興機構 理事長 殿

専門家の氏名

支援回数（※機構で記入）	実 施 年 月 日	助言に要した時間
回目	年 月 日	時 ～ 時

支援企業名		対応者	
(助言の内容)			
(助言を行なった結果見込まれる営業力の向上の内容)			
(今回の成果を維持していく上での課題)			

※この報告書は、助言最終回実施後 10 日以内に提出して下さい。

(様式 16-1)

市場投入フォローアップ助言実施状況報告書

提出日： 年 月 日

公益財団法人みやぎ産業振興機構 理事長 殿

専門家の氏名

支援回数(※機構で記入)	実施年月日	助言に要した時間
回目	年 月 日	時 ~ 時

支援企業名	対応者
(助言の内容)	
(今後の支援予定) ・ 次回実施予定日 平成 年 月 日 ・ 次回助言予定内容	

※この報告書は、助言 1 回ごとに実施後 10 日以内に提出して下さい。

(様式 16-2)

市場投入フォローアップ向上助言実施状況報告書（最終回）

提出日： 年 月 日

公益財団法人みやぎ産業振興機構 理事長 殿

専門家の氏名 _____

支援回数（※機構で記入）	実 施 年 月 日	助言に要した時間
回目	年 月 日	時 ～ 時

支援企業名		対応者	
(助言の内容)			
(助言を行なった結果見込まれる営業力の向上の内容)			
(今回の成果を維持していく上での課題)			

※この報告書は、助言最終回実施後 10 日以内に提出して下さい。

(様式 17-1)

販売力向上助言を受けた内容及び今後の対応等に関する報告書

提出日： 年 月 日

公益財団法人みやぎ産業振興機構 理事長 殿

企業名

役職・氏名 _____

支援回数(※機構で記入)	実施年月日	助言に要した時間
回目	年 月 日	時 ~ 時

専門家氏名	
支援を受けた内容	
支援内容に対する今後の対応予定及び感想	

※この報告書は、助言 1 回ごとに実施後 10 日以内に提出して下さい。

(様式 17-2)

販売力向上助言を受けた内容及び今後の対応等に関する報告書（最終回）

提出日： 年 月 日

公益財団法人みやぎ産業振興機構 理事長 殿

企業名

役職・氏名 _____

支援回数（※機構で記入）	実施年月日	助言に要した時間
回目	年月日	時～時

専門家氏名	
支援を受けた内容	
支援を受けた成果	
今回の成果を維持していく上での課題	

※この報告書は、助言最終回実施後 10 日以内に提出して下さい。

(様式 18-1)

市場投入フォローアップ助言を受けた内容及び今後の対応等に関する報告書

提出日： 年 月 日

公益財団法人みやぎ産業振興機構 理事長 殿

企業名

役職・氏名 _____

支援回数(※機構で記入)	実施年月日	助言に要した時間
回目	年 月 日	時 ~ 時

専門家氏名	
支援を受けた内容	
支援内容に対する今後の対応予定及び感想	

※この報告書は、助言1回ごとに実施後10日以内に提出して下さい。

(様式 18-2)

市場投入フォローアップ助言を受けた内容及び今後の対応等に関する報告書（最終回）

提出日： 年 月 日

公益財団法人みやぎ産業振興機構 理事長 殿

企業名

役職・氏名 _____

支援回数（※機構で記入）	実施年月日	助言に要した時間
回目	年月日	時～時

専門家氏名	
支援を受けた内容	
支援を受けた成果	
今回の成果を維持していく上での課題	

※この報告書は、助言最終回実施後 10 日以内に提出して下さい。